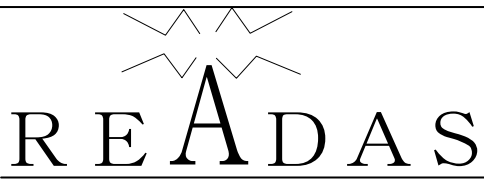


第 4721 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月 2日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 貸倒損失の処理方法

Q：得意先が倒産しました。得意先に対する売掛金はどのように処理をすればいいですか？

A：貸倒処理をすることになります。

【解説】

得意先に対する債権が、更生計画認可の決定などによって切り捨てられた場合や債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合、その他一定の場合には、貸倒れとして損金経理することができることになっていますが、貸倒引当金を計上している場合には、次のように処理をします。

① 貸倒損失の金額 < 貸倒引当金の場合

会計では、貸倒引当金を取り崩し、新たな処理をしません。

$$\text{貸倒引当金} \times \times \times / \text{債権} \times \times \times$$

ただし、税務では損金経理が必要ですから、次のような処理をします（②も同じ）。

$$\text{貸倒損失} \times \times \times / \text{債権} \times \times \times$$

② 貸倒損失の金額 > 貸倒引当金の場合

貸倒引当金を全額取り崩し、超える部分の金額を貸倒損失として費用処理します。

$$\text{貸倒引当金} \times \times \times / \text{債権} \times \times \times$$

$$\text{貸倒損失} \times \times \times$$

③ 期末の処理

期末に残っている貸倒引当金をいったん全額取崩した上で、期末債権に対して新たに貸倒引当金を計上する方法と期末債権に対して新たに計算した貸倒引当金との差額だけを計上する方法があります。

